

## 平成29年度芦屋市環境マネジメントシステム実施結果報告書

## 1 EMSの目標及び達成状況

## (1) EMSの目標

①温室効果ガス総排出量：平成32年度までに基準年度比5%以上削減

②エネルギー使用量：平成32年度までに基準年度比5%以上削減

※基準年度：平成26年度

## (2) 達成状況（エネルギー使用量の速報値）

※①の温室効果ガス総排出量については、年間使用量×排出係数で求めます。当年度の排出係数は、次年度の6月頃に発表されるため、現時点で算出できません。平成29年度の年間実績報告の際に報告いたします。

平成29年度4月～12月のエネルギー使用量は基準年度比3.1%減（平成28年度は、3.6%減）となっています。

※第1四半期（4月～6月）は基準年度比4.5%減

※第2四半期（7月～9月）は基準年度比3.3%減

※第3四半期（10月～12月）は基準年度比2.7%減

表 芦屋市全体の平成29年度エネルギー使用量一覧（4月～12月）

エネルギー使用量 (MJ)	今年度累計	基準年度比	基準年度 (H26)	備考
本庁舎等	15,288,153	21.3%	12,598,436	基準年度以降に東館が新設されたことにより増加
学校・園	30,611,744	8.2%	28,298,208	
病院	30,530,173	2.0%	29,923,294	
環境処理センター	46,680,950	-1.1%	47,188,238	
下水処理場	46,866,373	-12.1%	53,319,241	機器(ポンプ等)運用の工夫により減少
その他の施設等	63,044,113	-1.6%	64,090,414	
定額電灯	36,498,661	-14.8%	42,857,448	公益灯のLED化により減少
全施設合計	269,520,167	-3.1%	278,275,280	

## 2 EMSの監査結果について

別紙2の監査結果報告書のとおり

## 3 環境関連法規制、環境関連情報及び社会的動向の変化

## (1) 「パリ協定」の批准

平成28年11月に、政府は地球温暖化対策の国際的枠組み「パリ協定」を批准し、「平成42年度までに温室効果ガスを平成25年度比で26%削減する」、「産業革命前からの世界の平均気温上昇を2度未満に抑え、1.5度未満に近づける」との目標達成へ努力する義務を負っており、地球温暖化対策に向けた更なる取組みが必要となります。

## (2) 「COP23」の開催

平成29年11月6日～17日にドイツのボンで開催されました。パリ協定に基づいて2020年以降の温室効果ガス削減目標を世界規模で達成するためのルール作りなどを焦点に議論され、パリ協定のルール作りを加速し、世界各国の温室効果ガス排出削減目標の上積みを目指す促進的対話を2018年に実施することが決まりました。

(3) 芦屋市電力の調達に係る環境配慮指針の策定

平成28年10月に、「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）」に基づき、本市の公共施設において使用する電力の調達に係る契約の競争入札の実施に際し、環境に配慮した電力調達契約を締結するために必要な事項を定めた「芦屋市電力の調達に係る環境配慮指針」を策定しました。前年度の環境処理センターに引き続き、今年度は新高浜分署（消防）、大東ポンプ場、学校・園（教育委員会）の電力調達を実施しました。これにより温室効果ガスの削減が見込まれます。前年度電力調達を実施した環境処理センターで比較すると、下表の通り、大幅な温室効果ガス削減が見込まれます。

表 環境処理センター温室効果ガス排出量 (t-CO<sub>2</sub>)

エネサーブ(株) (新規)	関西電力(株) (従来)
596	2,272

※電力の使用量は平成29年度4月～12月の累計を使用し、排出係数は電力調達入札時（H29.1.31開札）の数値を使用。

4 EMSの改善のための提案

EMSの実施状況及びEMS内部監査結果等により、次のとおりEMS改善の提案をします。

- (1) 各公共施設での空調管理及びエネルギー使用量把握を徹底すること。(継続)
- (2) 引き続き、公共施設において、「芦屋市電力の調達に係る環境配慮指針」に基づく電力調達を実施するため、関係各課と協力・調整を行い、計画的かつ早急に電力調達を実施すること。(継続)
- (3) 平成29年度に実施した省エネ診断結果を活用し、さらなる節電や省エネ、温室効果ガス排出量の削減に努めること。(新規)

以上